

第7回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和8年5月18日（月）
13時30分～16時07分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【委員外議員】柳楽議員、小川議員
【事務局】下間局長、濱見書記

議題

- 1 前回の振り返り
- 2 職員向けハラスメント実態調査アンケート
(1) 各会派意見
- 3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説
(1) 各会派意見
- 4 議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）
(1) 各会派意見
- 5 その他

○次回開催 6月 4日（木） 14時 00分 場所 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 30 分 休憩]

○川神委員長

第7回議員定数等議会活性化特別委員会を開会する。本日出席委員は8名で成立している。

1 前回の振り返り

○川神委員長

前回の振り返りについて、手元の資料の第6回要点まとめを確認されたい。前回は、特に職員向けハラスメント実態調査アンケート案の方向性について各委員から議論をもらい、設問の追加や修正について議論を深めた。特に議員名を記載することの是非について、各会派に持ち帰り議論することとした。

さらに、議員政治倫理条例の逐条解説についても各会派に持ち帰り、再度検討することとした。議会基本条例の運用における採択した請願及び陳情への対応について、議会運営委員会から特別委員会に議論を求められたことに関しても、各会派に持ち帰り、本日意見を集約する。この問題はできるだけ早い時期に議会運営委員会に返事をしたいと考えるが、十分議論した上で意見を返していくので願います。

本日議論するための事前の会派での議論をお願いしている。以上が前回の振り返りである。

2 職員向けハラスメント実態調査アンケート

(1) 各会派意見

○川神委員長

職員向けハラスメント実態調査アンケートについて、各会派に持ち帰り議論してもらった。行為者の氏名欄や議員の任意記載などについておおむね方向性は出ていると思うが、市民クラブから匿名性の確保について懸念があるとの意見が出ている。市民クラブから説明をお願いする。

○芦谷委員

調査の目的の部分と実施方法に分けて、合わせて4点ほど思いを出している。アンケートは必要であるが、職員の実態や思いを考慮し、議会の総意として合意の上で実施すべきである。

調査結果が公文書になった場合の慎重で厳正な取扱いが重要であり、個人を特定するようなことがないようにすべきである。開示請求や行政訴訟等に発展する場合も考慮してほしい。

実施方法として、現在のWEB方式では匿名性の確保が十分でないとの意見が出た。代替案としてフォーマットに入力してプリントアウトしたものを封印し、名簿で

チェックして全回収するなどの改善策を検討し、その際、執行部の協力を求めるための協議が必要である。調査にあたっての入り口部分での心配と、実施する場合の匿名性確保についての意見である。

○川神委員長

事務局に確認する。現在WEB集約方式では匿名性の確保が十分でないという意見が記載されているが、判断はどうか。

○濱見書記

WEB方式でアンケートをするにあたって、情報の流出などを心配しているなら可能性はあるかもしれないが、誰が答えたかはわからないようになっている。ログインIDは取得せず、IPアドレスなどもどこから入力したかわからないようになっているため、匿名性が確保できていないとの懸念は思いつかない。代替案についても、これで匿名性が確保できるか疑問があるというのが事務局としての見解である。

○川神委員長

芦谷委員に伺う。情報の流出に関して100%阻止できるか懸念があるようだが、個人名が特定できる可能性があるという理由があれば伺いたい。

○芦谷委員

職員の思いを守るという意味で出している。以前、「議会なんでもメール」の件で、議長が当人を呼んで注意した結果、本人がYouTubeなどで誹謗中傷を発信したと聞いた。この調査を行うことによって2次被害がないことを願って心配して意見を出した。

○川神委員長

フォーマットに入力しプリントアウトしたものに封印し名簿でチェックして全回収するという代替案について、改めて説明をお願いします。

○芦谷委員

WEBでやる場合には情報が流れ出す可能性があるのも、あくまでも紙ベースで行うということである。

○川神委員長

このWEB集約方式に至った経緯については各委員も十分分かっていると思うが、いかにスピード感を持って確実に集約できるか、また手間を掛けないということでのこの方式が良いのではないかと。アンケートに関しては世の中の様々なアンケートがWEB方式に移行しているという流れもあるので問題ないかと思っていたが、市民クラブから意見が出た。回収や集計に関わった人間が漏らさないかという話にもなる。WEBでやったときに物理的にどこかで流出する可能性は少ないと思うが、紙でも一緒に集約した数字は誰かがやらなければならないし、人間が関わる時点ですでに外に出る可能性はある。ただ、出てまずいのは誰がこういった意見を言ったかということが大事なことであり、先ほど事務局が言ったように、こういったことを経験した人が何パーセントいたかという数字が問題だと思っている。個人の特特定はほとんど関係ないと思うので、当然それは何らかの形で共有し、必要とあらば公開ということもあり得

るかもしれないが、委員長という前に個人とすると、きちんと厳正にWEB方式を取っていけば十分いけるのではないかという思いで至っている。そういった中で市民クラブの意見も全く分からないわけではないので、不安があるのは当然理解している。それが無いという大前提の下に各委員の協力を得たいと思っているが、そもそもこのWEBに関して意見があれば聞く。

○足立委員

市民クラブの意見の「名簿でチェックして全回収する」ということは、基本的に職員が全員提出を必須にするという意味での名簿チェックという解釈で良いか。

○芦谷委員

回収率が100%にならないことがあってはならないという意味で提案している。

○川神委員長

紙であろうとWEBであろうと、絶対に参加したくないという意思があれば強要するものではない。統計的に集計したときに母集団が少ない場合については、紙であってもWEBであっても起こり得ると考える。

それ以外に意見はあるか。

○笹田委員

100%に近い方が良いと思うが、強要するものではないと考える。匿名性が担保されるのはWEB集約方式である。紙ベースの方が危ないと思うので、正副委員長が示したWEB方式で良いと考える。

○川神委員長

おおむね全ての会派がWEB方式で、議員名を入れる選択肢を持った方が良いという話であった。準備しているとおりWEB方式で実施する。

議員名を任意で記載することについて、ほぼ賛同を得ていると思うが、意見はあるか。

(「なし」という声あり)

では、議員名を記載する項目は設けることにする。

アンケートの内容に関して、各委員と議論したい。

○笹田委員

市民クラブから公文書の扱いの意見があったが、アンケートを取った後にどのようなものを残すかは再度検討した方が良い。訴訟が起こるようなものは絶対に残さない形で正式なものにすべきと考える。

○足立委員

笹田委員と同様の意見である。あくまでも数字や状況を調査するための手法の一つにすぎないので、出た答えに対して公文書という扱いではなく、条例制定等に向けて動き出すための1つの資料という解釈で良いと考える。

○川神委員長

当然公文書になる。情報開示請求にかかる可能性は十分にある。その時に提出しても、どのように感じる方が職員の何割かという客観的なデータだけを残す。誰かで

はなく、どういう状況だったかが分かるようなデータを精査して残していく取扱いで良いか。

○芦谷委員

心配があるので、情報管理については徹底し、これによって2次被害、3次被害が出ないように願っている。

○川神委員長

そのあたりは当委員会の各委員も十分考えていることであるため、お互いが確認しながら、問題が起こらないような取組をしていく。それらを踏まえ、アンケートの具体的な内容に入る。

総務省の行政評価局の資料の表を参考に、アンケートのハラスメント行為に関する設問を修正してみるということである。これについて事務局から説明を求める。

○濱見書記

総務省行政評価局の苦情相談への対応資料の中に、苦情の行為が列記されている。事務局案は、これを設問項目の一つひとつ入れてみるのが良いと考え、アンケートを作り直したものを用意した。理由の1点目は、職員が行為を思い出すときに、項目があると思い出しやすいこと。もう1点は、市民クラブからの意見で、文章で具体的に書くと情報開示請求された際に被害者が特定される可能性があるため、チェック式にすれば特定されにくいと考えたからである。その上で書きたい職員には、その他の自由記載欄に書いてもらう。この資料はカスタマーハラスメント対策推進室から情報提供を受け、今回資料として使うことについて了解を得ている。

○川神委員長

情報開示をしたときに特定される可能性を配慮し、項目を全てチェックする形式にすれば機械的に作業が進み、公開されたときも問題ないと考え、事務局に入れてもらっている。

次に資料中に赤字と青字がある。赤字は前回の第6回特別委員会で出た意見を反映したところである。青字はそれ以降、会派に持ち帰り出てきた意見を入れている。アンケートを見て、各委員から意見を伺いたい。赤字に関しては前回意見が出たところなので特に問題ないと考える。青字に関しては会派の意見を入れているため、この部分をどうするのか、残すのか不要か伺う。

まずは、調査の目的の青字の会派の意見を見てほしい。「本調査は全職員の実態や意見をぜひ聞かせていただきたいという議会の総意として、皆様にご協力をお願いするものです」という文章を入れている。この中でポイントになるのは「議会の総意」という言葉であると考え。その下にある「要確認」としている部分、「情報公開請求があった場合の不開示の取扱いや、万が一行政訴訟など本調査に起因する問題が発生した場合の責任の所在を明確にし、皆様への不利益は生じさせません」とあるが、これをどのような取扱いにするか。

○今田委員

個人を特定される要因としては、詳しく書いた場合に事象が詳しすぎて自分のこ

とを言われていると分かることである。事務局で細分化してもらったことで細かく書くことが緩和されるため、この42項目を設定するのは非常に良いと感じている。調査目的の「本調査は議会の総意として皆様にご協力をお願いするものです」という部分は必要と考える。「要確認」のところは、個人を特定できない取組をしているので、議会の総意が取れていればそこまで必要ないのではないかと考える。

○川神委員長

調査目的の「本調査は」という文言は記載があって良い、そして「要確認」に関しては、万が一行政訴訟などの情報開示が起こっても個人が識別できない形で取り扱うと責任を持って述べているので不要ではないかとの意見である。

他の委員はどうか。

○遠藤委員

「要確認」の部分について、誰にばれてもいいから思いを書きたいという方がいる可能性がゼロではない。その際にも、書いた方への不利益を生じさせないという確約は準備すべきである。広く意見を拾うアンケートにするためには、この「要確認」の部分は重要であり、「皆様への不利益を生じさせません」という責任の所在を必ず載せておくべきである。何かあったときに知らないというのは無責任であるため、しっかり責任を取り、不利益を生じさせないという確約を載せておくべきである。

○佐々木副委員長

「要確認」の責任の所在という表示は、アンケートを書く側にとっては書きやすいかもしれないが、仮に責任が問われた場合にどのような責任をとるのか難しい。WEB方式でリスクがゼロに近いものであっても、万が一の事態に議長や委員長に責任が行くという書きぶりは疑問がある。不利益を生じさせないということは、無責任というか、責任のあり方そのものを書かないといけない気がする。

○芦谷委員

議長・委員長とあるので思い込みがあると思うが、結局は職員に対して議会が責任を持つということを表示するための言い回しである。文言にしなくても、議会内部でしっかり責任を持つことが確認できれば良いと考える。

○西田清久委員

責任の所在の文言はあっても良いと考えるが、このアンケート全体を見て、職員が、情報公開請求があった場合に危ないと感じる点や引っかかる点があれば事前に伺っておきたい。我々はベストな状態で個人情報漏れない前提で考えるが、職員側の立場から見て危ないというところがあれば修正できればベストであるとする。

○笹田委員

最初の「議会の総意として」という部分は、全員協議会で説明し理解を得た上で使うべきである。

「要確認」の1と2はいらないと考える。これを書くことで恐れて書かない恐れもあるし、最低限情報が漏れない形をとっているので書かなくても良いと考える。

○今田委員

「要確認」の部分で、市の職員が個人を特定されてもいいから詳細まで全て書いた結果、個人が特定されてしまった場合、どういう手続になるのか。責任の所在を書くが、本人が特定されてもいいと思って書いたとしても、個人特定されたと言い出した場合、議長と委員長はどのような処分になるのか。

○下間局長

開示請求があった場合、特定の個人を識別する、個人に不利益が生じるような個人の権利利益を害する恐れがあるものは開示しないという規定がある。

アンケート結果を委員会の資料としてどこまでまとめるかが問題となる。委員会の資料は全て公開にしているので、どこまでのものを資料にするか議論が必要である。通常は項目ごとにチェックをするため数値的なもので良いと思うが、議員の名前を書いても良いとなったときに、その議員の名前を資料に公開するのか。理由として、自分がハラスメントをしていることに気付いてもらうために議員の名前を書くとなっている。そうするのであれば、議員名を出してこの議員から行為を受けたと知らせることになる。それは議員であれば良いのかという話にもなるため、資料としての開示の仕方も悩ましい。議員の名前を書かせる理由が、気付かずにハラスメントをしているかもしれないことをわかってもらうためであるならば、どう取り扱うか考える必要がある。

公文書の開示請求があった場合には、アンケート結果について個人の権利利益を害する恐れがあるものは開示しないということができるので、中身を見て開示しないことは当然できる。

○川神委員長

議員の名前に関して、あくまでも問3の42項目以外に書きたいことがあった場合、それが個人を特定できる可能性があるものであれば、情報開示請求があったときに非開示にする。書いたことによって特定できる自由意見に関しては黒塗りをするなどの扱いは可能である。

○遠藤委員

我々議員がどこまで見ることができるかというところもある。全ての議員が資料を見たときに、例えば私がたくさん書かれていたとして、誰が書いたか犯人探しをする可能性を心配している。議員に関してはこれを公開しないという約束事を取り付けることはできるか。

○川神委員長

そもそもなぜこれを書くかということに至ったのは、気付かない場合もあるためである。ということは少なくとも議員の中では当然共有しなければならない。それを外部に市民にフィードバックすることが望ましいか。ただ単に議員への誹謗中傷が集まるだけなら意味があるかわからない。議員で情報を共有し、外に出す必要はないと個人的に考える。情報開示になったときには非開示の要件に係るとなると出ない。

○遠藤委員

必要ないと思われても外に出す可能性が高いと思う。議員間同士の決まり事が作

れないのであれば、遠回しに被害を受ける人が出てくると思うため、議員名を書いてもらうのは控えた方が良いと思う。議員間同士の決まり事が作れないなら難しいと考える。

○下間局長

集計結果をどのように委員会の資料としてまとめるか考えていた。具体的な議員名を出して何名の職員からハラスメントがあったという出し方もあるかもしれない。行為者の氏名欄を設ける理由は知らないうちにハラスメントをしている場合があることを知るためであり、その方にわかってもらうなら直接伝わるような何かをしないといけない。議員に対してこれだけあったということを自分ごとと捉えて思ってくれるなら、あえて名前を書く必要はないと考える。

○笹田委員

名前を書いた方が良いということに賛同したが、イメージとして、集計した人が名前を書かれた人だけに話をすれば良いと思っていた。情報として出すのではなく、書かれた人にこれだけあったと注意を促すだけでも今後職員が仕事しやすくなる可能性が高い。

○川神委員長

本人がわからないところでの気付きのために書いてもらう。それを議会の中で共有すると、流出して2次被害が起こる可能性もあるため、議員の名前は議会の中では共有するのをやめる。名前が書かれている人間に私から責任を持って改善を促す。そういう形であれば2次被害を受ける必要もない。名前を書いてもらうのは反省を促すためだけに使いたいと考えるがどうか。

○遠藤委員

おおむね了承するが、取得したアンケートを見ることができる市の職員の範囲も限った方が良く考える。議長、副議長、委員長など決めておいてほしい。議会事務局の誰かが見て問題になるのも良くないので決めてほしい。

○笹田委員

集計する上で、議会事務局の誰かが集計しないといけない。少なからず局長と次長、委員長、副委員長は確認する。最終的に議会の総意であれば、議長副議長に回して秘密保持をした上で、議長か委員長が注意を行うことにとどめれば確約はできるのではないかと考える。

○今田委員

自分がこれだけ言われたということをネットで配信した場合、議員政治倫理条例違反や個人情報の守秘義務違反に該当するか確認したい。

○下間局長

議員には守秘義務違反がない。ただ議員政治倫理条例の遵守事項に違反する事項であれば該当する。

アンケートの集計結果は、私と次長で出すことも可能である。浜田市議会としてアンケートを実施するのであれば、決裁ルートとして副議長、議長という流れになる。

通常は、委員長副委員長は入らないが入れることも可能である。

○佐々木副委員長

本人への通知は議長がするのか。

○下間局長

該当する議員に注意喚起をするのであれば議長の方が良いと考える。

○笹田委員

そうであれば、アンケートの最初の委員長の名前はやめて、議会全体で取るのであれば議長名でしっかりやった方が良いと考える。

○下間局長

はまだ議会だよりは議会広報広聴委員会で編集して発行は浜田市議会とするように、実務は特別委員会でやって実施は浜田市議会というやり方もあるので工夫できると考える。

少し執行部と詰めて、懸念事項がないか今日出た意見を伝えて進めていく。

○川神委員長

誰の名義でアンケートを行うのか、何かあったときには誰が対応するのか、議員の名前を書いても本人に気付きを促す形で情報を共有できる部署は限った方が良いかなどの議論をしてきた。執行部はカスタマーハラスメントの対応を行っているため、協力が必要である。執行部と話をして問題点がないか確認し、最終的に内容を確定して対応策を協議しながら実施する流れでいきたいと考える。

今日この時点で決定するのではなく、執行部と話をして今日の話を整理していきたい。アンケートが2次被害を生まないようにするためにも議論していきたい。

○濱見書記

青字で書いた調査目的の最初の「本調査は」という部分と、「要確認」の部分は、それぞれ入れることで決まったか確認したい。

○川神委員長

では、「本調査は」という部分は入れることでよろしいか。

(「はい」という声あり)

「要確認」の部分はいかがか。様々な議論をし、協力していただいた方に対しての不利益が生じないよう議論した。意見が割れているため私が判断するが、提案された会派の思いは十分汲んでいるため外すこととするがよろしいか。

(「はい」という声あり)

次のページの議員の氏名を記入するところで、「本項目は」という説明書きは入れるか。

○笹田委員

注意のためだけに使うということが明記されるので、改善につなげるためのものだとわかるため残しておいた方が良いと考える。

○川神委員長

では、誤解がないようにするためにこの項目は入れたいと考える。これでよろし

いか。

(「はい」という声あり)

○川神委員長

「議会の総意」ということに関しては、全員協議会で全議員に諮り同意を得たいと考える。以上で1項目目の議論を終了する。

ここで暫時休憩する。

[14 時 35 分 休憩]

[14 時 48 分 再開]

3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説

(1) 各会派意見

○川神委員長

議題の3「浜田市議会政治倫理条例の逐条解説」について、前回の委員会で事務局から逐条解説について説明を受けた。会派に持ち帰り、資料2として浜田市議会政治倫理条例逐条解説（案）に係る各会派意見を出してもらい、まとめている。

逐条解説で、文字が青になっているところが各会派から意見が出た箇所である。

まず、第3条の第1号の2、議場等での振る舞いについて創政クラブから意見の概要として出ている。これについて対応案や協議事項が右に書いてあるが、過度な例示を削除して、また表現を緩和した方が良いのではないかという意見が出ている。

資料の3ページ、第3条第1号の2のページの最後の文章、真ん中の最後の方が青字になっている。ここを創政クラブから指摘されている。

「また、発言上の問題に限らず、」からが対象行為となる。この中で例示は、居眠り、私語、遅刻の常態化など、広すぎる。これらは議長の指導範囲であるべきで、基準違反とまで規定すべきではないという意見が出たので、その部分を青に変えている。

創政クラブから何か補足はあるか。

○西田清久委員

創政クラブの中の、個人的な意見を皆の総意としてまとめたものである。それに対しては特に大きな意見はなかった。ここに書いてあるままである。

○川神委員長

各委員もこういう意見があったということで会派から出されている。このままで良いということがあればそれで進めていきたいと思うが、これについてどうか。

○西田清久委員

そこまで言わなくても基準違反として規定しなくても良いのではないかと。例えば居眠りなど、そういったものを基準違反として規定しなくても、良いのではないかとということである。

○川神委員長

特にこの居眠り、私語、遅刻の常態化といった例示、これはそこまで挙げなくても良いのではないかということである。

これらを全て外すのか、この辺りを抜いて単に不真面目な態度とすればそれは当たり前のことだろうという話になるので、ここまで細かく言うのが良いのかどうかということである。意見をどうぞ。

○佐々木副委員長

私は特に書く必要はないと思う。当然のことなので、あえて書く方がおかしいという気がする。

○川神委員長

ほかはいかがか。

○芦谷委員

前段に言論の府や品位といったことが入っているので、できれば少し文言を整理した方が良くと思う。

○足立委員

事務局に確認だが、これは逐条解説ができた当初からあった文言か。

○濱見書記

これまで、議員政治倫理条例に関する逐条解説は作られていなかった。今回、条例を大きく改正したので、運用も含めて分かりやすい解説が要るとの思いで、初めて逐条解説を作るものである。

○今田委員

当たり前のことは皆重々承知だが、居眠りが現状あるので、書いておいても良い気がする。

○笹田委員

あくまでも逐条解説なので、詳しく書いておいても良いと思う。こういうことも注意しましょうという注意喚起もできるので、残しても良いと考える。

○足立委員

当たり前のことが当たり前でないことが頻回に起きている現実を踏まえると、しつこいぐらいに書いておいても何ら問題ではないと思うので、残しておいても支障はないと考える。

○西田清久委員

先ほど副委員長も言われたように、こういったことは、本当は当たり前のことである。人の生活や仕事など全てにおいて、今当たり前のことが当たり前でできないことが多いし、そういうことに気が付かない人も増えているのではないかというところで、本当は規定しなくても常識であるが、だんだん薄れていくこの社会においては、この議会の環境の中でも、そういった規定をきちんと文書化しないと難しい。規定しなくてはいけないのであれば規定しても良いと思う。

○川神委員長

残しても残さなくても当然やらなければいけないし、外すのはいつでも外せる。この問題については、皆の意見の流れからすると残すということをお願いしたい。

それから次の第3条の第6号、ハラスメントの禁止で、同じく創政クラブから、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず）、と定義している部分について、創政クラブから説明をお願いします。

○西田清久委員

「社会通念上の相当性」あるいは「議員の職務上の指導」など、このようなハラスメントと区別がつきにくい部分があるというところで、そこを少し明らかにした方が良いのではないかという意見があったということである。

○川神委員長

会派の中でそういう意見があったということだが、これについて各委員何か意見があるか。

なければこのままでいくということによろしいか。

（「はい」という声あり）

では、6ページの②の一般市民や一般職員に対する言及（不当な情報流布）について、浜風の郷から説明をお願いします。

○今田委員

この「市の一般職員（特定の課長や担当者）」のところ、部長とかは外されるのかとの意見が出た。カッコ書きの（特定の課長や担当者）というのを外して、市の一般職員のみにしたらという意見である。

○川神委員長

事前に正副委員長で確認し、「市の職員」とした方が全体を網羅することで妥当であると感じた。ここはそれでよろしいか。

（「はい」という声あり）

では、浜風の郷の提案のとおり「市の職員」と変更する。

次に、第3条の第7号、SNS・情報発信について、④の「いいね」も違反になりうる、⑤「個人の見解です」は無効とする、とあるのは、削除・修正すべきとのことだが、創政クラブから説明をお願いします。

○西田清久委員

ここに書いてあるように、④⑤のSNS特有の機能で、「いいね」を押すだけでもそういう加担をしたということ違反に問われる可能性があるということ、⑤の個人の見解ということも、あくまでも個人の感想ですと記載をしても、これは浜田市議会議員の客観的には発信となるということなので、そういう意味でなかなか条例の適用を免れる理由にはならないということ、を付け加えるというような意味合いである。

○川神委員長

簡単に言えば、「いいね」を付けると、それにより自分も賛同したことになるが、それを禁止するのはやり過ぎではないかとのことである。これからSNSがさらに盛

んになると思うが、今後も色々形を変えて問題となることが出てくると思うが、これに関して各委員はいかがか。

○遠藤委員

具体的な例を示してもらえると分かりやすいが、この条文で見ると「法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない」と書いてある。例えば、私はカレーライスが大好きであるが、Aのカレーライスはすごく美味しくて大好きでよく行き、Bは美味しくないから行かないというのも良くないということか。例えば、AとBの競合している飲食店があって、私はBばかりに行って今日も食事をした、というのはセーフか。

○川神委員長

おそらくそれを比較しながら、あえてそれを際立たせることで、それは別にその辺をあげる必要もないと思う。理屈からするとAよりもBが好きだという理由はこうであるということになると、比較された方に対しての影響力というのは多少ある。Bが好きだからBに行くというのであれば何も問題はない。そういったようなことから、解釈が非常に難しいところがある。

それに対してSNSの世界であるから、拡散したり「いいね」を押しただけでそれに賛同であると。それはどうであるのかと、それが厳しいのか、そんなことは別に問題ではないだろうというのか。それによってこの文章の書きぶりが変わるが。

○遠藤委員

「いいね」をして訴えられてしまったという事案もあるのを知っているが、どこまでという線引きできないことが問題としてある。絵文字一つで問題になることもあり、曖昧過ぎる。各種SNSでは、悪意のつもりはなく、良いと思って押した「いいね」をどう捉えるかというところがあるので少し繊細である。そこをはっきりしておいた方がもう運用しやすいと思っており、具体的な例を挙げてもらえると分かりやすいと思う。

○川神委員長

何か事務局はあるか。

○濱見書記

正直、具体的な例を挙げるのは難しい。この④、⑤は全国で問題となった事例で、特に議員は拡散力・発信力がある人なので、その人が「いいね」をしたからこの企業は駄目である、と広まって問題となるのを避けるためである。先ほど遠藤委員がカレーライスの例を言われたが、「私は甘いカレーが好きなのでAに行く」と好みを書いても、「Bは嫌いで行かない」と悪く受け取られて拡散する場合もあるだろう。これらを一つひとつ具体的に禁止する項目に挙げるのは困難である。

もともと条文は、SNS等の「情報発信」に関する禁止事項が書いてあり、「いいね」を押すというのが「情報発信」と取れるかどうかとも微妙なため、あえて書かないというのも手である。一方、逐条解説なので、ある程度書いた方が良いという意見が先ほどあった。事務局としては答えを持ち合わせていない。

○川神委員長

どちらにとっても正当理由はあると思う。厳しめだが残しておくのか、行き過ぎなので削除するか、これはなかなか難しい。

○笹田委員

創政クラブとしては、削除・修正と書いてあるが、修正案があるのか。なければ、削除の方向で良いのか。

私も、先ほどは残しておいた方が良いと言ったが、曖昧であれば削除しても良いと考えた。意味しているのは、名誉毀損や誹謗中傷の投稿には普通なら「いいね」を押さないが、そうでない投稿であっても不用意に押したら危険であるという注意喚起だと思う。そのように本意と違う拡散のケースがあり、規定するのが難しいのであれば、私はこの2つは削除しても良いのかなと思った。

○遠藤委員

性善説に基づいてこういうのが作られていると思う。多分ここにいる委員全員、この解説は当然のことであると思っている。私も先ほどわざと例を出したが、私自身もこの解説の意味を理解している。ただ、私が出したような例にたいして解説と照らし合わせて、違反かどうか明確に回答できる準備をしておく必要があり、あえて言わせてもらった。

例えば服装に関しても、場面によってふさわしい格好というのにはあり、普通はふさわしい格好をするものだが、それをあえて外れる人もいる。それを性善説に基づきすぎると少し危険な部分が出てきているのではないかなと思ってあえて言わせてもらった。私としては別に消さなくても良い。

○今田委員

私もこの解説は残しても良いと思う。実際に拡散に加担したことになってしまった事例もあり、その事例を知らない人もいる可能性もある。例として残しておいた方が良いという気持ちがある。

○川神委員長

では、資料のとおり残すということによろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、次の第8条、審査会の調査権限について、「強力な調査権限」とあるが実際には強制力はなく、刑罰はないため「強力な」を削除する、との意見が創政クラブからあった。

これについて各委員から意見はないか。

○足立委員

各委員特に意見はないようなのでそのまま削除でよろしいかと思う。

○川神委員長

それでは「強力な」を取ることでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにする。

そのほか、全体をとおして何かあるか。

○佐々木副委員長

一応議論をしてきたが、やはり「居眠り」のことが気になる。仮に居眠りをした場合、その議員に何か言いたいことを持っている議員から、政治倫理審査会にかけられる可能性がある。これは、よほど繰り返した場合のことだと思うが、文言の追加や修正が必要ではないか。

○濱見書記

意図としては、括弧の前後を読み取りたい。議場における不真面目な態度の「反復等」とあり、反復というところが判断材料になると思う。具体的な例として居眠り、私語などと書いてあるが、意図は不真面目な態度の反復である。例を挙げることでそれが独り歩きするのが良くないのであれば取っても良いが、本当は反復等に重きを置いてほしいと思っている。

○佐々木副委員長

反復等というのは非常に重要な文言だと思うが、反復がどの程度を指すのかというのも曖昧である。私語や居眠りはしてしまうことがあるし、注意しても聞かない場合だとは思いますが、真面目であってもしてしまうことがあり、指摘されることがあると感じる。

○濱見書記

今副委員長も言われた、注意を受けるということだと思う。何度注意されても私語を繰り返すとなると、それは倫理から外れていると判断できる。居眠りも、どうしてもしてしまう場合はあるだろうが、連日繰り返すなら注意は受けるだろう。それでも改善しないときはこの条例にかかるのではないかと。曖昧ではあるが、指摘を受けてもなお続けるのは、目安の一つである。

○笹田委員

一般質問はケーブルテレビで流れているため、各々言われたことがあると思う。議員がずっと寝ているけど大丈夫なのかとか、あんなことを許すのかとか。寝ないのが大前提であり、仕方なくという言葉も良くないと思う。仕方なく寝るなら、退席していただくしかない。気が付いたら起こしてあげるべきである。市民は見ている。今の発言だと、仕方なく寝るのは良いと捉えられかねない。寝ないのは大前提である。

○佐々木副委員長

少し意味を履き違えて捉えているようだが、仕方なくということではなくて、自然現象上どうしても眠気が差す場合があると思う。それは仕方なく、眠る前の少し眠い状態があるわけで、それを繰り返した、指摘された、そのときにどうなるのかを指摘した。決して仕方なく眠ることを言っているわけではない。

○川神委員長

眠らないのは当然であり、当たり前のことをきちんと当たり前にするということが良いかと思う。

○遠藤委員

議長経験者に質問だが、一般質問中に居眠りしていた議員を見かけ、かつ注意したことはあるか。

○川神委員長

ある。

○遠藤委員

後で呼び出して注意されるという形か。

○川神委員長

基本的にはそうである。議会が休憩に入った後や散会した後に注意する。開会中に皆の前で注意したことも当然ある。

○笹田委員

隣の議員に起こすよう目で合図を出したことや、次に気が付いたときに起こすよう頼んで起こしてもらったことはある。知らないふりはしていない。

○川神委員長

それではこの件に関しては、終わりたいと思う。

○足立委員

不真面目な態度は、居眠りや私語だけでなく色々あると思うので、括弧は1回外して、もし必要となったときには括弧を付け加える修正をしてみたいか。

○川神委員長

不真面目な態度の括弧内は一応削除する。居眠りとか私語以外にも不真面目な態度はある。過去に、私的な作業をして問題になったことがあった。様々なケースがあり、この2つに限ることはない。不真面目な態度は個別に判断することとし、括弧内は削除するという意見が出たが良いか。

(「はい」という声あり)

では、居眠りや私語の部分は削除する。必要であれば復活させることも当然ある。

4 議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）

(1) 各会派意見

○川神委員長

議会基本条例の運用等について、前回、各会派で話し合うようお願いした。それを一覧にしている。

共通しているのは、進捗管理表を作るなど、分かるようにするべきとの意見であり、期間も含めて提案されているところもある。

では、浜風の郷から説明をお願いします。

○今田委員

以前から提案しているとおり、進捗管理表を作成して、市議会ホームページに「対応中、一部実施、完了、対応不可」という表示で管理することを考えている。

○川神委員長

では、それをどの場面で議論するのか。各委員会かそれとも全体なのか質問する。

○今田委員

請願は委員会に附託されており、委員会の中で議論するべきと考えている。

○川神委員長

創政クラブお願いする。

○西田清久委員

同じ考え方で、各委員会の中で、採択した請願陳情は進捗管理表で整理し、優先順位を分かりやすくすることが望ましい。

○川神委員長

市民クラブお願いする。

○芦谷委員

一覧表として調製し、年度末（前年度3月、本年度6・9・12月分）に対応状況の報告を求め、実施、対応済み、検討中、対応不可等を記載し、議会ホームページに掲載するという意見である。

○川神委員長

年末や年度末に執行部に確認するということか。

○芦谷委員

執行部の負担を考慮して、1年ごとに報告を求め、ホームページで公表するという意見である。

○川神委員長

公明クラブお願いする。

○佐々木副委員長

採択したものについて、次の議会の初日に執行部に今後の対応を聞き取り、進めようとしているものは約1年後をめどに進捗状況などを委員会や、請願だと全員協議会で確認するものである。

○川神委員長

おおむね、管理表・一覧表を作成し、採択された案件に関してどのような状況なのか確認するという意味で、総括するデータを持つということだと思ふ。また、基本的に、委員会で取り扱うとのことである。

委員会で、進行状況を確認しながら公表する考え方は共通していると思うがよろしいか。

○濱見書記

管理表を作成することで一致したことは分かった。また、時期は複数意見があることも分かった。

では、確認方法について、委員会ごとで執行部側に報告を求めることを想定しているか確認したい。

○芦谷委員

進捗状況については、書面で求めて公開する程度にとどめないと、委員会や全員協議会で確認するとなると、資料作りなどで執行部は負担になる。

○濱見書記

執行部の立場の話だが、請願の紹介議員に報告するケースはあると思う、過去の委員会の中で請願のその後を報告されたことがあるかは、まちまちかと思う。

○芦谷委員

完了したものは良いし、対応不可も良い。ただ、検討中などについては、1年ごとに区切って報告してもらい、その結果をホームページに載せるということである。

○今田委員

請願について後追いをしていくようにという請願も採択されている。産業建設委員会では執行部と請願内容を実施しているかヒアリングをしたので、答えは全部出ている。ホームページに完了、対応不可は載せて削除していけば良い。対応中、一部実施を残すのであれば、1年ごとだと量が多くなるため、議会ごとに決着するのが良い気がする。

○笹田委員

請願内容による。時間もかかるものもあるし、すぐに決着することもある。各常任委員会で動いているのでその結果をホームページに載せれば良い。各常任委員会や議会運営委員会が判断すれば良い。

○川神委員長

請願陳情の進捗度合いは速度が違うものがある。大切なことは誰が見ても今どういう状況にあるのか、どう取り扱っているのかを市民に知らせることである。

○西田清久委員

請願陳情は中身が様々で重さも大きさも違うので、進捗状況は早い方が良いが、執行部も限界があるので、優先順位を決めて管理しながらやっていく。浜風の郷の対応の仕方が非常に良いと思う。

○川神委員長

確認だが、議会運営委員会への回答期限はいつまでか。

○濱見書記

期限は決まっていないが、速やかに行うべきと考える。6月定例会議でも請願・陳情は出されるだろう。

一番早い議会運営委員会は6月11日にあり、早ければそこである。

○川神委員長

示す内容であるが、各委員と議論したのは、請願・陳情に関して進捗状況を分類・総括したものを、市民に分かるようにホームページ等に公開することである。対応は常任委員会が基本としておこなっていく。先ほど述べたように、議会ごとに速やかに様々な対応を随時おこなっていく、あるいは会派によっては、1年分をまとめてその時点での最新情報を提供するというスパンがある。スパンに関しても、やはり工夫や明確化が求められているという解釈で良いか。

○濱見書記

もともとの趣旨は、議会基本条例に「検証を行うこと」と定められているにもか

かわらずできていない現状があることである。できていないのであれば、手法を確立すれば可能になると考えられるため、ここでその手法を検討するべきであると考えている。時期や対象まで決めなければ、結局また先延ばしになり、同じことの繰り返しになると考えている。

現状で即対応している委員会もあれば、そうでない委員会については1年をめどにするなど、少し幅を持たせるのも一つの方法であるとは私考える。

○川神委員長

おおむね各委員の思いは同じであり、やるべきことも共通しているが、そのスパンや検証のあり方について、本日の意見を踏まえて、一度正副委員長案を組み立て、各委員に投げ掛けたいと考えているがいかがか。

どうしても今日方針を決定する方が良いのか、あるいは一度預かり、改めて報告できる形で各委員に提示する方が良いのか。中心となる骨格はおおむね決まっているため、最終的にどのような報告にするかである。

○笹田委員

先ほど事務局が述べたように、各常任委員会でスピード感が異なる。公明クラブの提案にあるように、採択されたものについては、次の議会の初日に、最低限、執行部に状況を確認し、その報告を受け今後どうしていくかを協議すべきである。その後の対応を1年とするかは、請願により異なるため別問題である。

まずは採択された次の議会で進捗状況を確認することにすれば、スピード感は統一される。ルール化すれば迅速かつ同時に進められると考える。

○佐々木副委員長

そのスピード感については我々も大きな論点として議論したが、もう一つの課題は、委員会や議会の中で、追うべき対象をどこまで広げるのか、執行部が対応しないものまで追うのかという点である。追うべき案件の整理は大きな課題であると考え。公明クラブは、採択したもののみを対象とし、執行部に状況を確認し、今後進めるものについて進捗を追うという方法だが、その点に関する議論はまだ深まっていないと考える。

○川神委員長

現在は基本的に、採択したものの取扱いについて議論を進めているが、そもそも採択されたものは全て同様に扱うのか、それとも執行部と協議しつつ、常任委員会をベースとして、その中から今追うべき案件をいくつか選定して対応するのか。例えば、次の議会の初日にその報告をおこなうといった流れにするとして、最初にどの案件を選ぶかが焦点である。

○西田清久委員

先ほどの公明クラブの案と同様に、採択された請願・陳情については、次の議会の初日の委員会において対応することが望ましい。通常、議会初日には所管事務調査の有無を確認し、聞き取りをおこなっている。それとあわせて、前回採択された請願・陳情に対する今後の対応について、委員会の中で執行部と協議をおこなう。こう

したプロセスを定例化していく方向で進めることも有効であると考えてる。

○川神委員長

その場合、採択されたものは内容にかかわらず、全てを対象とするという考えであるか。

○西田清久委員

基本的には採択された全てを対象とするが、執行部との協議の中で実現不可能なものや、急を要さないものもあると考えられる。そのため、定例会議初日の常任委員会において、その都度執行部と議論を重ねていくことが適当であると考えてる。

○芦谷委員

議会初日の取組課題として進めることは有効な方法であると考えてるが、先ほど議論のあった請願・陳情の内容について「重い」「軽い」といった判断をすることは避けるべきである。請願や陳情は市民の権利に基づくものであるため、全て平等に扱うべきである。

○笹田委員

同じ意見である。請願陳情に重たい軽いも大きい小さいもない。平等に扱うべきである。その中で、すぐに結論を出せるような請願も多いので、重たいか軽いか関係なしに、しっかり初日に意見交換して方針を委員会で決めたら良い。

○今田委員

全ての請願について、進捗管理表をもとに管理していかなければいけないと思う。実施できない請願について不採択されることもあると思うが、採択された請願はしっかり管理していくべきである。

○佐々木副委員長

平等に扱うという趣旨はそのとおりだと思うが、執行部側が進めないとしたものについて、あくまで議会として進めていく方向でお願いしながら進捗を管理するのか、それとも執行部がしないものを無理に追うのもどうなのか。

○笹田委員

それは委員会で判断すれば良い。執行部が駄目だと言っている無理なものでも、議会として進めてほしいなら粘り強く委員会で決めたら良いし、非現実的であればとどめ置くというのは委員会で判断してもらうのが一番良い。

○川神委員長

おおむね方向が出たと思う。全ての採択した案件に関しては等しく取り扱う。判断し追い掛けていくのは常任委員会が基本でやっていく。次の議会の冒頭に所管事務調査などと併せて進捗状況をきちんと報告していただき、それを市民に公開するという流れで良いか。

(「はい」という声あり)

では正副委員長で報告の雛形を作って、皆に再度確認しながら議会運営委員会に提出していきたいと思う。準備が整えば6月11日の議会運営委員会までに提出したい。

○笹田委員

陳情は良いが、請願については委員会で判断するが、全員協議会で報告が要ると思う。請願は本会議で議決するので、その進捗状況も含めて全議員に伝えるべきである。そこを整理してほしい。

○川神委員長

常任委員会の中で判断するが、全員協議会などで全議員に報告するのは当然のことだと思う。今後の取扱い方向については議会運営委員会に報告する。

5 その他

○川神委員長

今回の開催日と議題について、6月4日の午前中に全員協議会があるので、4日の午後2時からとする。

内容に関しては、議会基本条例の運用で、採択した請願陳情について資料を作り、それを確認すること、逐条解説の最終版、アンケートの件と、今日と同じような議題としてよろしいか。

○濱見書記

逐条解説については、6月4日の全員協議会で全議員に周知ができるよう、報告用の資料を作る。請願陳情の手法については、もう一度資料を用意する。

○川神委員長

以上で第6回議員定数等議会活性化特別委員会を閉会する。

[16 時 07 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司